

平成 29 年 6 月 6 日
株式会社ホープス

介護職員初任者研修 学則

(ア) 事業者の概要

株式会社ホープス 代表
取締役 坂井伸一郎
東京都渋谷区恵比寿南三丁目 9 番 11 号 3 階

(イ) 事業の目的

少子高齢化の伸展に伴い、高齢者、身体障害者等の増大かつ多様化する介護ニーズに対応する知識および技術を有する介護職員を養成し、特に非大都市圏における人材不足の解消に寄与することを目的とする。

(ウ) 初任者研修の名称

介護職員初任者養成研修事業

(エ) 実施課程および方法

通学課程

(オ) 研修実施場所

- ・ 千葉県鋸南町 道の駅保田小学校
- ・ 特別養護老人ホーム 鋸南苑

(カ) 研修期間

平成 29 年 9 月 26 日 (火) より平成 29 年 12 月 1 日 (金)

(キ) 受講対象者および定員 受講を希望し受講者として適当と認められる者で、定員は12名とする。

(ク) 研修カリキュラムおよび担当講師名(別紙) 別紙「研修カリキュラム(科目別シラバス) および「講師一覧表」参照

(ケ) 研修参加費用

受講料：無料

(コ) 研修修了の認定方法

研修の講義、演習について、全カリキュラムを履修の上、筆記試験に合格した者を研修修了者として認定する。合否判定基準は筆記試験100点満点中70点以上とする。研修受講者が、やむを得ない事情(自己都合は認められない)等により、養成研修の一部を受講しなかった場合は、原則として8ヶ月以内に修了すること。但し、やむを得ない場合は1年6ヶ月以内とする。

(サ) 研修欠席者に対する補講等の取扱い

研修受講者は、やむを得ない事情等により養成講座の一部を欠席する場合、当社に届け出ることとする。

欠席した場合は、当社が指定する日程(別紙「研修計画」のとおり)で補講を実施する。ただし、補講を受けることができる上限は10時間までとし、指定する日程での補講が困難な場合は、レポート提出等の方法で補講を実施する。

(シ) 修了証書等の交付

(コ) のとおり認定された者に対し、修了証明書および携帯用修了証明書を交付する。

(ス) 初任者研修事業責任(担当)者

株式会社ホープス 代表取締役 坂井伸一郎

(セ) 受講者の本人確認の方法

受講申込み時は、公的な身分証明書（・運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード・宅地建物取引主任者証）等で本人確認を行う。
受講日は、受講者と受講本人の確認を行う。

(ソ) その他、養成研修に係る留意事項

①休学・復学・退学

原則としてこれを認めない。ただし、やむを得ない事情により研修受講者が退学を希望する場合、当社と協議の上、これを認めることとする。

②遅刻・早退・欠席

あらかじめ当社に連絡し、やむを得ない事情等により、遅刻・早退・欠席した場合は原則として補講を履修するものとする。

③届出事項の変更

氏名・住所・電話番号などの変更が生じた場合は、速やかに当社へ届け出るものとする。

以上